

日本労働弁護団 労働法制「働き方改革」に関する政党アンケート

政党	Q1長時間労働の是正に対して		Q2労働時間罰則付上限規制創設に対して		Q3「時間外労働の上限規制」について		Q4高度プロフェッショナル制度創設について		Q5企画業務型裁量労働の規制緩和について		Q6「同一労働同一賃金」について		Q7一括法案提出について		Q8解雇の金銭解決制度導入について	
自由民主党	賛成	長時間労働は、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家事・育児等への参画を阻む原因となっており、働く方の健康確保や、多様なライフスタイルと仕事との両立のためには、こうした長時間労働の是正が必要です。	賛成	時間外労働の上限規制は、これまで労働政策審議会で議論されながら結論が得られなかったテーマであり、労働基準法の70年の歴史の中でも大きな制度改革です。	賛成	時間外労働の上限規制については、脳・心臓疾患の労災認定基準をクリアするといった健康の確保を図ることを大前提として、労使トップも参画した働き方改革実現会議において、実態を見据えて、かつ実効性の上がる結論が得られるよう議論されたものと承知しています。	賛成	高度プロフェッショナル制度は、働き過ぎを防止するための措置を講ずるとともに、その意欲や能力を發揮できる、新しい労働制度の選択を可能とするものです。	賛成	今回の改正は、企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型の開発提案業務」と「裁量的にP D C Aを回す業務」を追加するもので、自律的で創造的に働く方を対象とするものです。	賛成	正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差の解消の取組を通じて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにしていきたいと考えています。	賛成	時間外労働の上限規制と、高度プロフェッショナル制度及び裁量労働制は、いずれも働く方の兼行を確保しつつ、意欲や能力を發揮しながら効率的に働くことができる「多様な働き方」の環境整備の一環です。また、働き方改革は、ワーク・ライフ・バランスの改善や正規・非正規間の不合理な待遇差の解消等を通じて、働く方がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できるよう、働く方の視点に立つて行うものであり、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金はその趣旨を同じくするものです。	どちらでもない	解雇の金銭救済制度については、「金銭を支払えば解雇できる」といった、いわゆる事前型の制度は導入しないことを前提として、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」において検討が進められ、本年5月に報告書が取りまとめられました。本報告書においては、「解雇無効時の金銭救済制度の必要性については…一定程度認められ得る」とされている一方で、「金銭救済制度を創設する必要はないとの意見があったことを、今後の議論において、十分に考慮することが適当である」とされています。今後、同検討会報告書及び「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）（※）を踏まえ、労使のご意見も十分に聞きながら、透明かつ公正な労働紛争解決システムの構築に向けて、労働政策審議会における検討が進められることになっています。  （※）「未来投資戦略2017」（抜粋） 解雇無効時における金銭救済制度を含む予見可能性の高い労働紛争解決システム等の在り方については、「日本再興戦略」改定2015（平成27年6月30日閣議決定）等に基づき設置した「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講ずる。）
希望の党																
公明党																
日本共産党	賛成	本人とその家族にとっての悲劇のみならず、個人消費、自己啓発、交友関係、地域社会の諸活動への参加などを考えても、百害あって一利なしです。企業にとっても、中長期的視点から見れば優秀な人材を失う大損害になります。同時に、過密労働の規制も必要です。「8時間働けばぶつづくらざる社会」の実現は、日本の経済社会の活性化にとっても重要課題です。	賛成	労働基準法36条が抜け穴となって8時間労働制が空洞化し、長時間労働が横行しています。ILOの1号条約も結ばない、国際的にも恥ずべき状況です。	原則賛成 例外反対	例外規定は、過労死ラインを法的に容認するもので、絶対に認められません。また、大臣告示にはあった週15時間という規制をこっそりと落としていることも大問題です。上限規制だけでなく、「勤務間インターバル」制度も罰則付き義務として導入すべきです。	反対	労働時間規制を外し、日本の労働法制を根幹から揺すります。「残業代ゼロ」のみならず、過労死を「自己責任」にしてしまいます。年収要件の枠が今後さらに緩められ適用範囲が拡大されていくのは、労働者派遣法の例でも明らかです。	反対	いまでも「ノルマあって裁量なし」が実態で、長時間労働・「サービス残業」の温床になっています。その適用範囲が飛躍的に拡大されることになりま	反対	「人材活用の仕組み」などが違えば賃金格差は許されるなど、格差を温存・固定するものです。	反対	これだけ重要な改定がいくつもある法案を一括で審議しようとするのは、一つ一つの改定の審議時間を短くし、問題点が国民に明らかになる前に通してしまうという事です。また、賛成できる部分があっても一括法案には賛成できない野党や労働組合を「何でも反対」と攻撃するためにも使われかねません。	反対	今でも、労働者みずから退職を申し出ざるをえなくさせるまで追い詰める脱法的解雇や、「明日から来なくていい」などという乱暴な違法解雇が横行し、大多数の労働者が泣き寝入りしています。金銭支払いで解雇が容易になれば、労働者はますます解雇を恐れ、ますます声を上げにくくなります。「整理解雇4要件」の法定化こそ必要です。
立憲民主党	賛成	過労死や過重労働による精神疾患等を撲滅することはもとより、家庭生活と仕事との調和と両立を確保するためにも、実効性のある長時間労働規制が必要です。	賛成	○残業時間を含む総実労働時間に上限規制を導入すべきで、実効性を確保するために罰則も必要だと考えます。 ○具体的には、 ・年、月及び週毎の総実労働時間の上限規制の導入 ・勤務間インターバル規制の導入。インターバルの時間は、交代制勤務や通勤時間なども考慮した上で、EU指令並みの水準をめざして議論。 ・1週間に1日は必ず休日をとる絶対週休の法定化 ・事業主に対し、労働者の労働時間の管理を義務付け ・労働基準監督官の人員体制を増強し「監督署による監督・指導を強化・厳格化して、企業による様々な労働法例違反の取り締まりを徹底 ・「ブラック企業ゼロ」をめざして、企業及び事業所ごとの働き方情報（3年離職率、残業時間、有給・育休・産休の取得率、過労死・労災死の有無など）の開示義務などについて検討を進めます。	その他	本来は、原則水準で一律に法制化することをめざすべきですが、史上初めて罰則付きの上限規制が導入されることには大きな意義があり、導入時の措置として一定の例外水準を設けることは理解せざるを得ません。但し、例外水準が、実際に過労死等の労災認定をされている時間外労働水準まで法的に許容してしまうことには問題意識を持っており、その妥当性と、原則水準を一般化するための施策については、法案審議の中で質していきます。	反対	「高度プロフェッショナル制度」の創設は、対象となった労働者に際限のない長時間労働を強いる懸念が強く、反対します。そもそも、全ての労働者の命と健康、そして自由と生活の安心を守るためにある労働基準法の適用から特定の労働者を除外するような政策には反対です。	反対	現行制度でもすでに、みなし労働時間と実労働時間との間に大きな差があることが明らかになっており、裁量労働制適用労働者に過労死や精神疾患等の事案も発生しています。そのような状況で裁量労働制の対象業務を拡大することは、過重かつ不当な長時間労働を促進する懸念が強く、反対します。	反対	政府案の同一労働同一賃金については、同一使用者の下で働く正社員と非正規雇用社員との間の不合理な差別・格差を一定程度、縮小させる効果が規定できる観点で一定の評価をします。しかし、それがかえって労働者を非正規雇用者に固定化してしまう懸念があることや、最も大切な賃金について格差を正当化する懸念があること、さらには処遇格差解消策の実効性「亡ついても懸念があることから、国会において慎重かつ徹底的な審議が必要と考えます。	反対	このように重要な法案を、いわゆる東ね法案として一括で審議しようとするのは姑息であり、断固、反対します。上述の通り、同一（価値）労働同一賃金の実現をめざすために法改正を行うことには賛成しますが、長時間労働規制と同一（価値）労働同一賃金規制はそれぞれ論点が多岐にわたり、働く人や社会全体に影響のある重要な改正であることから、別々に慎重かつ十分な審議を行うべきです。	反対	現行の個別紛争解決制度は十分に機能しており、かえって従業員を解雇しやすくする懸念のある「解雇の金銭解決制度」の導入には反対です。
日本維新の会	賛成		賛成		反対		賛成		どちらでもない	賛成		反対		賛成		
自由党																
社会民主党	賛成		賛成	長時間の残業を強いられる「ブラック」な職場がまん延しており、罰則によって実効性のある上限規制を行うことは有効と考える。	原則賛成 例外反対	月の残業時間100時間以上は「過労死」の水準でありとうてい認められない。	反対	対象が「一部の高年収・専門職」にとどまるとは限らない。広範な労働者が「残業代ゼロ」で働かされることになりかねない。	反対	必ずしも業務の裁量性・自立性が無い業種に対象が拡大するおそれが非常に強い。	賛成	正社員と非正規労働者の不合理な待遇差は是正する必要がある。同一労働同一賃金は当然。	反対	性格が異なる法案を一つにまとめた手法は問題。十分な審議時間がとれなくなる。	反対	不当解雇が助長されるおそれ強い。労働者にとってメリットがあるという主張は欺瞞的だ。
幸福実現党	どちらでもない		反対	政府による規制は、民間への過度な介入になるのではないか	反対	政府による規制は、民間への過度な介入になるのではないか	賛成	成果を主眼とする働き方を認める方向性について賛同するが、同制度の要件緩和を検討すべきではないか。	賛成	同制度を採用している企業は全体の1%程度である現状に鑑み、同制度の規制緩和は推し進められるべきであろう。	反対	経済情勢に鑑み総人件費の上昇が見込めない中、同制度を導入すれば、かえって賃金水準の低下などをもたらしかねない。	反対	政府による過度な民間への介入の面と、一部規制緩和される面とが混在しており一貫した筋が見られず、一括法案として提出されることに対しては一定の疑問を感じざるをえない。	どちらでもない	解雇規制は緩和すべき。また、金銭解決を含めた解雇ルールについては、国がそれを一律に定めるのではなく、各企業が自由に判断できるように、法整備を進めていくべきと考える。